



報道機関 各位

記者発表資料
令和5年2月10日（金）
問い合わせ先：日進支所
所長：島崎
担当：塚田
電話：663-6938

印鑑登録事務における廃止・登録の処理誤りについて

日進支所において印鑑登録の申請を受けた際に、当該申請者と同姓同名の別人に印鑑登録を行い、誤った内容の印鑑登録証明書を交付していたことが判明しました。

本件に関し、ご迷惑をお掛けしました市民の方に深くお詫び申し上げます。また、今後このようなミスを起こさないよう再発防止策を徹底いたします。

1 事案の経緯

令和3年10月 市民Aが印鑑登録のために日進支所に来所。職員が市民Aの印鑑を、同姓同名の市民Bのものとして誤って印鑑登録し、同日、印鑑登録証明書を市民Aに対し交付（この際に市民Aも登録内容に誤りがあることに気付かず）。

令和4年3月 市民Bが海外へ転出したため、当該印鑑登録（市民Aの印鑑が誤って市民Bのものとして登録されたもの）が自動的に廃止される。

令和5年2月3日 市民Aが印鑑登録証明書を取得するため日進支所に来所。当該印鑑登録がすでに廃止されていたため、市民Aの印鑑が市民Bのものとして登録されていたことが発覚。

令和5年2月6日 日進支所長から市民Aに謝罪。

令和5年2月9日 市民Bが令和4年2月から3月にかけて、マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書を3通取得していることを確認。ただし、住所・氏名・生年月日は市民Bのものだが、印影は市民Aのものであるため、その証明書は利用できない。

2 今後の対応

今後、誤って交付した印鑑登録証明書の回収に努めてまいります。

市民Bについては、現在海外に在住しており連絡先を把握できておりませんが、連絡手段を確保でき次第、謝罪及び事情説明を行います。

3 再発防止策

印鑑登録事務の際には、対象者の住所・氏名・生年月日の確認を徹底し、併せて入力した職員とは別の職員が入力内容の確認を行うことで、適正な事務執行に取り組んでまいります。